

## 陳述書 (その5)

〒65-.....  
兵庫県.....  
山口 薫

勤務先  
〒602-8580  
京都市上京区今出川通烏丸東入  
同志社大学大学院ビジネス研究科

陳述書(その4、2013年6月7日付け)で、早期職場復帰を実現させていただきたい理由を述べました。こうした研究者の切実な要望は残念ながら京都地裁には届かなかったようで、平成25年9月6日付け決定で仮処分申立は却下されました。私が残念に感じたのは、結論自体もそうですが、私の労働者としての権利の有無について、まったく判断が示されていない点にあります。これでは研究者の思いを十分に受け止めていただいたのかどうか疑問もございます。そこで、本件「解雇」が私の生活や学者・教育者として与えた影響について、その後の近況も含め、ここに追加陳述させていただきます。

### 1. 手続き (due Process) 違反

先日、東京のある大学の法務研究科で民法を講義している研究者に、民法学者としての見解を得る機会を得ました。彼によると、身分等の問題を解決するには、教授会の義、理事会の義を経て初めて決定されるのが手続きであり、私の雇い止め解雇は、その手続きに従って決定がなされていないという手続き上の瑕疵があるから、明確な手続き違反であるとの指摘を受けました。よって教授としての私の地位はなお確保されており、ペンディングの状態にあると考えざるをえないから、学校法人同志社は給料等を含めた利益を給付すべきであると指摘していただきました。

10月15日の第2回団交の席で、法人側は「65歳をこえても、大学院教員の専任教員としての身分、給与待遇等はそれまでと何ら変わらず継続している」という見解を示されました。よってこうした継続している身分を断ち切るためには、理事会で正式に決定することが手続き上不可欠となります。定年延長者にはこうした手続きに従って理事会決定をしているにもかかわらず、私の雇い止め解雇については、理事会の審議議題にすら上がっていないということを正式に認めています。同志社大学は、私学助成という形で貴重な国税が投入されていますので、法律を遵守すべき社会的責任を負っているのではないのでしょうか。

## 2. 研究者の矜持と喜び

研究者は、国際的レベルの研究、困難な問題解決のための研究に、日夜悪戦苦闘しています。その結果いい研究成果が得られれば、その都度研究者の所属を明らかにして、その研究報告、論文発表をすることで、自らの存在理由を確認します。そしてその最新の研究成果を大学院の講義内容に反映させ、院生と共有出来ることを無上の喜びとします。こうした研究者の思いを今回の判決では、まったく受け止めていただけなかったということに大変なショックを受けました。以下、決定に記載されている4つの理由に沿って、研究者の思いを陳述させていただきます。

a) 研究室が利用できなくても研究活動に著しい支障が生じるとは考えにくいとの判断部分ですが、研究室には研究書、専門分野ジャーナル、論文集、研究資料等を保存しており、それらが参照ができなければ研究が著しく阻害されます。事実、こうした資料にアクセスできないで論文を作成する不便を痛感しています（僭越ながら、裁判官におかれましても、裁判資料や判例集、法学書等が手元になくて、記憶のみで判決を書かざるをえなくなった場面を想定して下さい）。また大学からの研究費助成等、経済面を含めた支援、施設利用など物的・人的な支援が、研究活動の継続には不可欠です。

b) 「30ないし50歳代の研究者であればともかく」そうではないので「研究活動に著しい支障が生じるとは考えにくい」との判断部分ですが、こうした年齢差別的な判断がなされるとは全くの驚きでした。社会科学の研究者の多くは60歳代において、ライフワーク的な偉大な研究の集大成をしてきているということをご存じでしょうか。決定では「すでに研究面において多大な業績を残している」と一応評価はしていただきましたが、私の研究業績はこれからで、目下進行中の研究「貨幣とマクロ経済ダイナミクス—会計システムダイナミクスによるアプローチ（英文、草稿474ページ）」が、マクロ経済学の方法論を変革することになるかもしれない私のライフワークであり、その完成間近で、研究者人生を断ち切られた無念をぜひご理解下さい。この4月から学内外の出版助成金をえて、英文の編集作業をおこなう予定でした。（なおこの研究は、ノーベル経済学賞に値すると一部研究者等から出版に先立ち評価いただいております）。

加えて、今年度は、4つの国際学会と1つの国内学会での研究報告を予定しており、これまででもっとも活発な研究活動の年となります。

c) 教授の肩書きがなくても研究活動に著しい支障が生じるとは考えにくいとの判断部分ですが、私はすでに世界の一流大学で経済学博士号（Ph.D）を取得し、Dr. Yamaguchi という肩書きを持っていますので、肩書きには特にこだわりはありません。ただ、研究論文を報告、執筆するには研究者の所属機関・地位という肩書きが必要となります。加えて所属機関で研究費のサポートが得られることが研究継続に不可欠となるのです。事実、この7月に米国で開催の第31回国際システムダイナミクス学会で、審査にパスした以下の査読論文を研究報告する予定でしたが、

どうしても研究出張費が捻出できず、直前になってキャンセルを余儀なくされました。

“Does Money Matter on the Formation of Business Cycles and Economic Recession?”

「山口教授は何故来ないのか？ 何があったのか？」といった問い合わせが多くの研究者からあったというメール報告をある参加者から受け、無念さがこみ上げてきました。この9月にシカゴで開催の第9回貨幣改革国際会議は、1年前から研究報告のアナウンスがあり国際信義上どうしても断れないので、やむなく自費で参加してきました。

d) 教育をしなければ、不利益をこうむるということも考えにくいとの判断部分ですが、陳述書（その4）の1, 2で既に述べましたように、突然の雇い止め解雇により多大な不利益を博士課程の院生に与えております。研究室が利用できないので、事実上ボランティア的に外部や学生ラウンジ等で院生指導を継続しています。先日も文科省の国費留学院生に、学生ラウンジで博士論文指導をしてきました。私は学生に学問を教授する権利が侵害された状態にあるのです。

こうした不利益は院生に対してのみではありません。私自身、最新の研究成果「増税なしでも国の債務は完成できる」といった世界で最初のシミュレーション結果を講義で披露し、院生と共有するという研究者としての喜びを奪われ、多大な精神的苦痛、不利益を被っていることをぜひご理解下さい。

### 3. 実質上の債務超過

「債権者は相当程度の財産を有していることがうかがわれる」との判断部分ですが、なぜ裁判所はこうした予想にのみもとづき一方的に判断を下すことができるのでしょうか。常に客観的事実を追求する研究者には驚きです。生活上の苦痛については既に陳述書（その4）の4で述べましたので、繰り返しは避けませんが、今後予想される住宅ローン返済と子供の教育費のみの負債総額が、すでに現在の貯蓄額を超えており、実質上の債務超過の状態にあるということを述べておきます。仮に給与相当額全額までは認められないとしても、生活を維持するために必要な額だけでも認められるべきである。給与の仮払いが一切認められないというのではさすがに生活が成り立ちません。

私は70歳定年を提示され、それにもとづく人生設計をして、同志社に特別招聘されてきました。約束の定年までの4年を残しながら、なぜ日本を代表する私学であり、同志の共生を掲げる同志社が、このような背信的で、理不尽な待遇を私1人にターゲットを絞って取るのか、ぜひ貴裁判所で明らかにしていただきたく存じます。

2013年10月30日

氏名 山口 薫 (署名、印)